［事案 2024-85］告知義務違反解除無効等請求

・令和 7 年 6 月 20 日　和解成立

＜事案の概要＞

告知義務違反を理由に契約が解除されたことを不服として、解除の無効等を求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

令和 5 年 3 月に採卵術、同年 4 月に受精卵・胚培養管理、同年 5 月に胚移植術を受けたため、令和 4 年 10 月に契約した選択緩和型の組立型保険にもとづき給付金を請求したところ、令和 4 年 1 月から令和 6 年 1 月まで不妊治療のために受けた手術を告知しなかったことを理由に、告知義務違反として契約の一部が解除され、給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、解除を無効として給付金を支払ってほしい。それが認められない場合は、契約を取り消して既払込保険料を返還してほしい。

(1) 募集時に、令和 4 年の初めから不妊治療を続けていることを伝えたところ、募集人から、妊娠をしたら入れなくなるから、今保険に入った方が良いと勧誘を受けて、本契約に加入した。

(2) 募集人に不妊治療をしていることを伝えていたが、告知に際して何も説明されなかったため、告知の必要があるとは思わなかった。その結果、保険契約に加入できない時期に保険に加入させられた。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 募集人は、募集時に申立人から、子宮頸がんの手術歴と出産時には切迫早産等で入院するリスクがあるとの話を聞いたため、選択緩和型保険である本契約を提案した。

(2) 募集人は、告知に際して、申立人から不妊治療を受けていることを聞いたため、不妊治療に関する領収書等に入院・手術の点数が入っていれば告知が必要である旨を説明した。

(3) 募集人の告知受領の際の説明等が十分でなかったと考えられるため、その事情を踏まえて、苦情段階で和解金の支払いを提案したが、申立人は納得されなかった。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の経緯等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

(1) 当事者双方の陳述によると、申立人は子宮頸がんに罹患していたことから、もともと保険には入れないと思っていたこと、募集人側から飛び込みで申立人を勧誘したこと、および、募集人は申立人が過去に子宮頸がんに罹患していたこと等を踏まえて、告知緩和型の商品として本契約を提案したことが認められ、さらに告知の際の経緯について、募集人も申立人から不妊治療を受けていることを聞いていたこと自体は認めている。このような経緯か

らすれば、申立人としては、過去に不妊治療を受けていても加入でき、今後の不妊治療に保険金が支払われるものと誤信することもやむを得ない。

(2)以上に加え、募集人は、告知の際の経緯について、「領収書等に入院・手術の点数が入っていれば告知が必要である」と説明したものの、それ以上の説明はしていない旨を述べている。告知の時点で、募集人が、実際に領収書等を確認したうえで、告知が必要であるかについて説明していれば、申立人が本来加入できない契約、保険金の支払いを受けられない契約を締結することはなかったものと認められ、この点の募集人の対応は不適切である。